

看護職員業務従事者届記入方法

(1) 業務に従事する場所

2以上の場所で業務に従事している場合については、その主たるもの1つについて該当番号を太線の枠内に記入する。事業所内に設置された診療所については、【02】【03】ではなく、【24】に含むものとする。

○助産所（分娩取扱いの実績の有無に関わらず、分娩の依頼に応ずる体制がある場合は、【04】～【06】を選択する）

- | | |
|--------------|---|
| 【04】開設者 | 医療法第2条第1項に規定する助産所の開設の届出を行った者 |
| 【05】従事者 | 【04】【06】【07】【09】に該当しない者 |
| 【06】出張のみによる者 | 出張のみによって業務に従事している者として、医療法第5条の適用を受け、開設の届出を行った者 |

○訪問看護ステーション（介護保険法又は健康保険法に基づき、訪問看護事業を行う事業所（病院又は診療所を除く））

- | | |
|---------|------------------------|
| 【10】管理者 | 訪問看護ステーションに置かれる管理者である者 |
| 【11】従事者 | 【10】以外の者 |

○介護保険施設等（【01】【02】【03】【10】【11】に該当するものを除く）

次の【12】～【17】に掲げる施設・事業所において従事している者

- | | |
|----------------|---|
| 【12】介護老人保健施設 | 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設 |
| 【13】介護医療院 | 介護保険法第8条第29項に規定する介護老人保健施設 |
| 【14】指定介護老人福祉施設 | 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） |
| 【15】居宅サービス事業所 | 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（ただし、訪問看護事業を除く）を行う事業所 |
| 【16】居宅介護支援事業所 | 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所 |
| 【17】その他 | 【12】～【16】以外の介護保険法に規定する施設又は事業所 |

○社会福祉施設

社会福祉法に規定する社会福祉施設（施設を必要としない社会福祉事業を行う事業所を含む）において従事している者。ただし、【01】～【17】に該当する場合を除く。

- | | |
|------------|---|
| 【18】老人福祉施設 | 老人福祉法に規定する老人福祉施設
例）老人デイサービスセンター、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等 |
| 【19】児童福祉施設 | 児童福祉法に規定する児童福祉施設 例）乳児院、保育所等 |
| 【20】その他 | 【18】【19】以外の社会福祉施設 |

○保健所、都道府県又は市町村

- | | |
|-------------------|------------------------------------|
| 【21】保健所 | 保健所において業務に従事している者 |
| 【22】都道府県（【21】を除く） | 都道府県の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者 |
| 【23】市町村（【21】を除く） | 市町村の職員（都道府県からの派遣含む）であって、〃 |

○事業所

【01】～【23】および【26】に該当しない事業所（会社、工場その他の事業所（これらの事業所に設置される診療所を含む））において業務に従事している者（保健師であって衛生管理業務を併せ行っている者を含む）。

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 【24】事業所内診療所 | 事業所に設置されている診療所において業務に従事している者 |
| 【25】その他 | 【24】以外の事業所において業務に従事している者 |

○看護師等学校養成所又は研究機関

- | | |
|---------------------|--|
| 【26】看護師等学校養成所又は研究機関 | |
|---------------------|--|

○その他

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 【27】その他 | 【01】～【26】に該当しない場所において業務に従事している者 |
|---------|---------------------------------|

(2) 雇用形態

- ・「1 正規雇用」とは、施設が直接雇い入れた者であって、契約期間が限定されていない者
- ・「2 非正規雇用（1 又は 3 に該当しない者）」とは、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員などの名称にかかわらず、「1 正規雇用」及び「3 派遣（紹介予定派遣を含む）」に該当しない者
- ・「3 派遣（紹介予定派遣を含む）」とは、派遣会社（雇用主）から派遣されている者で、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者（同条第 4 号に係る者を含む）に該当する者

(3) 常勤換算は、「雇用形態」にかかわらず、次により記載する。

- ・「1.フルタイム労働者」とは、1 週間の所定労働時間が 40 時間程度（1 日 8 時間・週 5 日勤務等）の者
- ・「2.短時間労働者」とは、フルタイム労働者と比較して、1 週間の所定労働時間が短い者
- ・また、(0. □) 人は常勤換算した数値を記入すること。 例) (0. 4) 人

* 短時間労働者の換算について *

() には、以下の式により常勤換算した数値を記入すること。この場合、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位で記入することとするが、0.1 に満たない場合は、0.1 と記入すること。

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{短時間労働者の 1 週間当たりの労働時間}}{\text{フルタイム労働者の 1 週間当たりの所定労働時間}}$$

例) フルタイム労働者の 1 週間の所定労働時間が 40 時間で、

①週 2 日 8 時間勤務の場合（アルバイト等）
$$\frac{8 \text{ 時間} \times 2 \text{ 日}}{40 \text{ 時間}} = 0.4 \text{ 人}$$

②週 5 日 6 時間勤務の場合（育児短時間勤務等）
$$\frac{6 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日}}{40 \text{ 時間}} = 0.8 \text{ 人 (小数点以下第 2 位四捨五入)}$$

(4) 従事期間・開始の理由

- ・従事期間は、現在従事している場所において連続した従事期間の年数により、あてはまるものに○をすること。
ただし、従事場所に変更があった場合においても、同一の者が設置する施設・事業所の間の異動・転勤に伴う場合は、従事場所に変更がなかったものとみなして記入すること。
- ・「免許取得後」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合（ただし、2 以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。）
- ・「再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前 1 年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合（ただし、新規学卒を含まない。）
- ・「転職」とは、現在の就業場所に従事開始前 1 年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合。
- ・「その他」とは、「免許取得後」「再就業」「転職」のいずれにも該当しない場合。通常は、新規学卒者のうち在学中に未就業であった者である。

(5) 看護師の特定行為研修

- ・「看護師の特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する研修を指し、「指定研修機関」とは、同項第 5 号に規定する特定行為研修を行う者を指す。「特定行為区分」とは、同項第 3 号に規定する特定行為の区分を指す。「領域別パッケージ研修」とは、同項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令別表 4 の備考第 5 号に規定するとおり実施した研修を指す。